

マイナンバーの確認・本人確認について

保育所等への入所関係手続きの際は、申請書類にマイナンバーの記載を必要としています。

別紙「マイナンバー記入用紙」に世帯員のマイナンバーを記載し、入所申請の際に提出してください。

入所申請の際は申請者の本人確認資料と一緒に、申請する保護者のマイナンバーを確認できる資料を持参してください。その他の世帯員のマイナンバー確認資料は持参不要です。

代理人が申請する場合は、代理権限を証する書類に加え、代理人の本人確認資料を持参してください。

◆個人番号(マイナンバー)確認資料

- ・マイナンバーカード
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・通知カード(氏名・住所が住民票と一致する場合に使用できます。)

◆本人確認資料

| ①顔写真付き身分証明書 (1点で確認できます。) | ②その他の身分証明書 (①の提示が困難な場合、2点で確認できます。) |
|--|--|
| 例 ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 | 例 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 |

◆代理権限を証する証書…代理人が申請書を提出する場合に必要です。

| ①任意代理人の場合 | ②法定代理人の場合(例) |
|---|---|
| ・委任状(指定様式) 申請者から見て、配偶者や親(児童から見て祖父母にあたる方)が申請する場合は該当します。 | ・登記事項証明書(申請者の成年後見人の場合) ・戸籍全部事項証明書(申請者が未成年で、申請者の親が申請する場合) |

おしえてペロリッチ! ⑨

Q.これから生まれてくる子どもの入所申請はできるの?

A.出生前に入所申請はできません。出生の届出後に申請してください。なお、受入れが可能になるのは早くても生後8週からですので、希望する保育所等の入所可能年齢を確認して申請してください。

